

## 電気生ごみ処理機購入助成の申請、交付について

(1) 受付期間 4月1日(土日祝の場合は翌開庁日)から予定額に達するまで

(2) 受付(電話)場所 環境事業課(古川町28番地) ☎31-4551

(3) 助成内容

① 市内に居住している世帯が対象。

② 1世帯1台まで(同居世帯は、当該世帯を含めて1世帯とみなします。)

③ 助成金は、1台につき購入額の2分の1以内、10,000円を限度とします。(10円未満の端数は切り捨てとなります。又、消費税及び地方消費税、設置等にかかる費用は自己負担とします。)

(4) 購入の方法

電話受付後、関係書類〔販売店一覧、申請書(販売証明書)〕を郵送します。

市ホームページからダウンロードすることもできます。

申請書(販売証明書)を販売店へ持参することで、購入できます。

(5) 申請・請求及び助成金交付

購入の際、販売店で「申請書(販売証明書)」欄に記載、押印をしてもらい、下記提出先へ提出していただきます。市では、これらの書類で購入の確認をし、交付・不交付決定通知書と交付の場合は、請求書を送付しますので、請求書を下記まで提出していただきます。

市では、請求書を受け取り後、本人指定の口座に購入助成金を振り込みいたします。

(6) その他

① 申請書と請求書に押す印鑑は同一のものでなければなりません。

(ゴム印は除く)

また、請求書に捨印を押印してください。

② 購入後、購入者の都合による返品は応じられません。また、転売は禁止します。

③ 申請書を受け取ったら、早めに購入し、提出してください。郵送でもかまいません。購入しない場合は、ご連絡願います。

④ 助成枠に限りがありますので、必ず購入前に電話で予約をしてください。予算額が上限に達して、申請されても助成金を支給できない場合があります。

(提出先)

〒085-0001

釧路市古川町28番地

釧路市市民環境部環境事業課

☎ 31-4551 (直通)

## 関係書類及び手続きの流れ

### < 関係書類 >

- ① 電気生ごみ処理機購入助成金交付申請書（様式第2号）
- ② 電気生ごみ処理機購入助成金交付・不交付決定通知書（様式第3号）
- ③ 電気生ごみ処理機購入助成金交付請求書（様式第4号）

### < 手続きの流れ > ※番号1 → 8の順に手続きをします。

※助成枠に限りがありますので、必ず購入前に電話で予約をしてください。

予算額が上限に達して、申請されても助成金を支給できない場合があります。

